

# 板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和5年3月7日（火）午前11時30分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
  - (1) 議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第10号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (2) 議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
4. 閉 会

---

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
青 木 秀 夫	委員	市 川 初 江	委員
黒 野 一 郎	委員	延 山 宗 一	委員
荒 井 英 世	委員	小 林 武 雄	委員
森 田 義 昭	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
小 野 田 富 康	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長
峯 崎 浩 総 務 課 長
伊 藤 良 昭 企 画 財 政 課 長
高 瀬 利 之 税 務 課 長
川 田 亨 住 民 環 境 課 長

小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
橋本	貴弘	産業振興課長
塩田	修一	都市建設課長
丸山	英幸	会計管理者兼 会計課長
小林	桂樹	教育委員 教育局長
橋本	貴弘	農業委員 農事局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻野	剛史	事務局長
小野田	裕之	庶務議事係長
本田	明子	行政庶務係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前11時30分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 それでは、ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

---

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 開会に当たりまして、亀井委員長より挨拶をいただきます。

○亀井伝吉委員長 お疲れのところ、引き続きよろしく願いいたします。先ほど本会議におきまして本委員会へ付託されました補正予算関係2議案についての審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いますので、よろしくお願いいたします。

○荻野剛史事務局長 審査事項以降につきましては、亀井委員長の進行でお願いいたします。

---

○議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)について

議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○亀井伝吉委員長 それでは、本委員会に付託されました補正予算関係の2議案について審査を行います。

初めに、議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、議員の皆さん、議案第12号をお開きいただきたいと思います。令和4年度一般会計の補正予算の第10号になります。

今回につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,584万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,414万8,000円とするものでございます。また、第2条、第3条、第4条にございます繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正を行うものでございます。

2ページから4ページまでは、提案理由の説明のとおりでございますので、省略をさせていただきます、5ページをお願いいたします。

5ページ、第2表、繰越明許費補正の追加でございます。3つの事業を追加するものでございます。2款総務費、1項総務管理費、防犯施設整備事業に594万円、6款の農林水産業費、1項農業費、被災農業者向け復旧支援事業に282万円、9款消防費、4項防災対策費、緊急避難場所整備事業3,320万円、合計4,196万円を追加いたします。防犯施設整備事業につきましては、1月末に防犯カメラ設置の指定寄附がございまして、次年度以降に計画をしておりました事業を前倒しで3月補正で予算化し、令和5年度に繰越しをするというものでございます。農林水産業費につきましては、降ひょう被害の復旧のための資材不足、また被害集中のため工事業者の手配が遅れているための繰越しとなります。緊急避難場所につきましては、備蓄倉庫の建築確認の許可が2月末までずれ込んでしまいまして、年度内の完了が見込めないために繰り越すものでございます。

6ページをお願いします。第3表、債務負担行為の補正です。追加で、渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団の債務に係る損失補償、期間は令和5年度、限度額といたしまして6,961万6,000円を追加するもので

ございます。

7ページお願いします。第4表、地方債補正の変更となります。表の一番上、県営五箇谷地区ほ場整備事業から一番下の緊急避難場所整備事業までの6つの事業につきまして、事業費が確定したために起債の限度額、こちらを変更するものでございます。

次に、8ページ、9ページは、歳入歳出予算の補正事項明細書の総括表になってございます。10ページ以降で詳細をさせていただきたいと思っております。今回年度末に向けまして各事業の実績見込み、また事業費の確定による補正となってございまして、歳出に伴う歳入の増減につきましては、歳出の部で内容のほうを説明させていただければと思っております。

10ページをお願いいたします。まず、歳入の詳細についてご説明いたします。第11款地方交付税、第1項1目地方交付税、普通交付税に4,699万5,000円の追加です。こちらは昨年同様、12月に追加の交付があったもので追加となります。

第13款分担金及び負担金、第1項2目農林水産業費負担金、呂楽東部第一排水機場維持管理費負担金14万4,000円の減額です。これは歳出の減に伴う減額となります。

11ページお願いします。歳入の第15款国庫支出金、これ以降につきましては、歳出の増減に伴う追加及び減額となっております。1項1目民生費国庫負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金23万3,000円の追加です。更生医療費負担金75万円の減額です。障害者自立支援給付費負担金1,500万円の減額です。児童手当負担金999万4,000円の減額、子どものための教育・保育給付負担金1,826万3,000円の減額、子育てのための施設等利用給付負担金18万円の減額です。

12ページをお願いいたします。第15款国庫支出金、第2項2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金21万8,000円の減額、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（非課税世帯分）事業費補助金1,710万円の減額、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金1,450万円の減額、3目衛生費国庫補助金、浄化槽設置整備事業費交付金94万円の減額、4目土木費国庫補助金、道路メンテナンス補助事業補助金、橋梁長寿命化分で1,443万9,000円の減額、防災・安全交付金（アスベスト対策促進事業）50万円の減額、住宅・建築物耐震改修事業補助金（木造住宅耐震改修促進事業）117万4,000円の減額、5目消防費国庫補助金、都市防災総合推進事業費補助金1,580万円の減額、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金450万円の減額。

続いて13ページ、こちら第16款の県支出金ですが、こちらにつきましても国庫支出金と同様に歳出の増減に伴う追加及び減額となります。1項1目民生費県負担金、更生医療費負担金37万5,000円の減額、障害者自立支援給付費負担金750万円の減額、児童手当負担金224万9,000円の減額、子どものための教育・保育給付負担金766万1,000円の減額、子育てのための施設等利用給付負担金9万円の減額。

次のページ14ページです。第2項県補助金の2目民生費県補助金、介護保険利用者負担対策事業補助金、こちらは1万4,000円の追加となります。子どものための教育・保育給付補助金、地方単独分で142万3,000円の減額、子ども・子育て支援交付金21万8,000円の減額、福祉医療費補助金1,000万円の減額、3目衛生費県補助金、浄化槽設置整備事業費補助金で226万1,000円の減額です。4目農林水産業費県補助金、農地利用最適化交付金114万7,000円の追加です。多面的機能支払交付金事業補助金254万円の減額です。5目土木費県補助金、住宅耐震改修事業補助金50万円の減額です。

15ページです。こちら第3項の2目農林水産業費県委託金、邑楽東部第一排水機場管理費委託金216万8,000円の減額です。

第18款寄附金、第1項2目指定寄附金、こちらは防犯カメラ設置のための指定の寄附でございまして、500万円の追加となります。

第19款繰入金、第2項1目財政調整基金繰入金、こちらは歳出総額の減額に伴いまして繰入れが不要になったもので、1億1,774万4,000円を減額するものでございます。

続いて、16ページ、第22款町債、こちらは7ページのほうで説明をさせていただきましたが、事業が確定したための追加及び減額になります。1目農林水産業債、こちらが公共事業等債（県営五箇谷地区ほ場整備事業）に160万円の追加です。同じく県営の城沼水路地区の整備事業、こちらは730万円の減額です。一般補助施設整備等事業債、こちらは邑土営の農業水路等長寿命化・防災減災事業（板倉地区）90万円の追加となります。2目土木債、こちらやはり公共事業等債ですが、橋梁の長寿命化事業430万円の減額、八間樋橋解体撤去事業が590万円の減額です。3目消防債、こちらは緊急避難場所整備事業で1,600万円の減額となっております。

次からは歳出になります。17ページです。第2款総務費、第1項1目一般管理費、秘書事務一般経費で70万円の減額です。賀詞交歓会事業、こちらは事業中止のため25万9,000円の減額となっております。5目財産管理費、公用車管理事業が50万円の減額です。6目企画費、移住支援事業、内容的には奨学金の返還支援金で565万7,000円の減額となっております。

次のページをお願いします。第2款総務費の第1項12目防犯対策費でございます。こちらは先ほども説明いたしました。指定寄附があったために次年度以降の計画を前倒し実施するもので、621万5,000円の追加となります。13目交通対策費、無料コミュニティバス運行事業、こちらは20万円の追加となります。15目基金費、こちらは財政調整基金の元金を積み立てるもので、決算見込みの余剰分について今回基金のほうに積み立てたいと思っています。6,832万7,000円の追加となります。

16目感染症対策費、いわゆるコロナ感染症対応の地方創生臨時交付金事業の事業費の確定に伴います減額及び追加となります。最初に、都市計画基本図修正事業138万円の減額、小中学校教室内扇風機更新事業25万円の減額、板倉中学校体育館エアコン整備事業591万円の減額です。

続いて、19ページをお願いいたします。同じく16目の感染症対策費で燃料購入助成事業、こちらの事業につきましては393万5,000円の減額、板倉町立小中学校非接触体温測定器導入事業15万8,000円の減額です。最後に、板倉町商工会商品券交付事業、こちらは387万9,000円を追加いたします。

第3項1目戸籍住民基本台帳費、職員人件費、それと会計年度任用職員の経費で追加をいたしますが、こちらマイナンバーカードの交付事務に係ります業務量増加に伴います時間外手当の追加となります。

20ページです。第4項4目県議会議員選挙費です。こちらは令和5年度予算で対応するために減額をいたします。県議会議員選挙といたしまして159万9,000円の減額です。5目町議会議員選挙費、同様に減額をいたします。267万2,000円の減額となります。

21ページです。第3款民生費、第1項1目社会福祉総務費、まず令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業1,710万円の減額です。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業1,450万円の減額です。この2つにつきましては、いずれも非課税世帯からの申請数をこちら最大で見込ん

でいたところ、申請がそこまで至らなかったための減額となります。2目高齢者福祉費、介護予防ケアマネジメント事業57万円の追加です。サービス利用者増加見込みのためでございます。介護保険低所得者対策事業1万9,000円の追加、介護保険特別会計繰出金1,713万円、こちらは減額となります。保険の給付費の実績見込みに基づきます減額となります。

3目障害者福祉費、障害児（者）自立支援事業150万円の減額です。給付対象者の減の見込みでございます。障害介護給付事業、こちらは3,000万円の減額でございます。こちらも給付費の実績見込みに基づきます減額となっております。

22ページです。第1項4目福祉医療費、福祉医療費支給事業、こちらは2,000万円の減額です。同様に実績の見込みに基づく減額となります。

第2項1目児童福祉総務費です。子育て世帯生活支援特別給付事業102万7,000円の追加です。内訳といたしましては、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金が330万円の減額でございますが、令和3年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金国庫負担金の返還金、こちらが432万7,000円の追加となっているものがございます。実績見込みに基づく追加と減額ということで、それが続きますが、子ども・子育て支援事業は129万8,000円の減額です。内訳としては説明欄のとおりです。学童保育運営委託事業60万円の減額です。やはり内訳は説明欄のとおりとなります。

23ページをお願いします。こちらは2目児童措置費になります。子どものための教育・保育給付事業、2号、3号、2,629万5,000円の減額です。内容は説明欄のとおりとなります。同じく子育てのための施設等利用給付事業、2号、3号、36万円の減額です。民間保育所等補助事業57万2,000円の追加となります。児童手当支給事業手当費になりますが、1,450万5,000円の減額です。いずれも実績見込みに基づくものがございます。

24ページです。第2項3目保育園費です。こちらは職員の人件費ですが、時間外手当の増加となります。第3項1目国民年金費、こちらも職員の時間外手当の増加となります。

25ページをお願いいたします。第4款衛生費、第1項2目予防費です。産後ケア事業に24万6,000円を追加するものがございます。内容的には国庫補助金の返還金が発生したもので、ケア事業の利用者が見込みよりも少なかったための補助金の返還ということになります。

3目環境衛生費、合併処理浄化槽設置費補助事業282万円の減額となっておりますが、内訳は説明欄のとおりとなります。浄化槽エコ補助金事業120万円の減額となります。こちらも見込みに基づく追加と減額でございます。

第2項2目塵芥処理費です。一般廃棄物収集運搬事業1,183万5,000円の減額です。こちらは委託料の確定によるものがございます。ごみ広域処理事業288万6,000円の減額です。こちらは館林衛生施設組合の負担金の確定による減額となります。

26ページです。第2項3目し尿処理費です。し尿及び浄化槽汚泥広域処理事業、こちらはやはり館林衛生施設組合の組合負担金の額確定によります1,230万4,000円の減額となります。

27ページ、第6款農林水産業費、第1項1目農業委員会費です。農業委員会運営事業91万1,000円の追加となります。こちらは実績に基づきます農地利用最適化交付金の増額による追加となります。2目農業総務費については時間外手当の増となります。

5目農地費です。こちらは職員手当ということで510万円の減額となっておりますが、中途の職員の退職に伴います職員の配置替えがありましたための減額となっております。その下が邑楽東部第一排水機場の維持管理事業122万9,000円の減額です。委託料確定による減でございます。多面的機能支払交付金事業330万円の減額です。こちらは長寿命化の交付金の充当率が確定したことによります減額となっております。県営城沼水路地区整備事業は1,417万7,000円の減額です。事業費の確定による減となっております。

28ページ、第7款商工費、第1項2目商工業振興費です。商工業振興事業、こちらは商工会の運営費補助金を100万円減額するものですが、補助事業の申請がなかったことによる減額となります。

4目観光費、揚舟運航事業の会計年度任用職員の経費ですが、事業縮小によります減額となっております。

29ページです。第8款土木費、第2項2目道路維持費、道路維持事業で583万4,000円の減額です。いずれも委託料確定による減額となります。3目道路新設改良費、町単独道路整備事業200万円の減額となりますが、こちらも委託料の確定による減額となっております。4目橋梁維持費、橋梁長寿命化事業500万円の減額です。八間樋橋解体撤去事業600万円の減額です。委託料、負担金、工事費の確定によります減額となっております。

30ページです。第3項1目河川総務費、河川維持管理事業25万円の減額ですが、こちらは谷田川クリーン運動2回予定したものが1回となったことによる減額となります。

第4項1目都市計画総務費、都市計画推進事業82万5,000円の減額です。委託料の確定による減となります。2目公園費、公園維持管理事業370万円の減です。委託料の確定、工事の執行減による減となります。

31ページ、第5項1目住宅管理費です。木造住宅耐震改修促進事業200万円の減、アスベスト対策促進事業50万円の減、いずれも補助金の交付申請がなかったことによります減額となります。

32ページです。第9款消防費、第1項2目非常備消防費、館林地区消防組合の負担金の非常備消防194万4,000円の減額です。組合の負担金の確定による減額となります。3、施設費、こちらにつきましても組合負担金の確定による104万6,000円の減額です。

4目防災対策費、防災対策事業100万円の減額です。こちら委託料の確定の見込みによります減額となっております。緊急避難場所整備事業4,790万円の減額です。こちらも事業費の確定見込みによります減額となっております。

33ページです。第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、子どものための教育・保育給付事業、第1号、1,001万4,000円の減額となります。こちら認定こども園の利用者が見込みよりも減少したことによります減額となっております。

4目教育指導費、教育指導員の人件費ですけれども、こちらは年度途中の退職がございました。また、勤務時間の減少によります減額となっております。小中学校校務支援システム事業380万円の減額です。システム使用料が減額となっておりますが、半導体不足の影響から機器の更新が遅れたことによりますシステムの使用開始時期が遅れました。これによります減額となります。

34ページです。第2項1目学校管理費、小学校運営、こちら27万円の減額です。小学校体育館改修事業35万円の減額です。いずれも事業費確定による減でございます。

4項2目文化財保護費、文化財資料館の管理運営事業でございますが、浄化槽の漏水が分かりまして、そ

の修理をするため20万円の追加となります。3目文化振興費、芸術文化振興事業50万円の減額です。町民教養講座の中止となったための減でございます。

35ページです。第4項4目青少年教育総務費、青少年教育総務事業140万円の減額です。こちらは町子育連主催事業であります各種事業、かるた大会等ですが、そちらが中止となったことによる減となります。

続いて、第5項1目保健体育総務費です。スポーツ教室事業、またスポーツイベントの開催事業でそれぞれ減となっております。こちらは各種スポーツ教室、バドミントン、ソフトテニス、サッカー、そのほかスポーツイベントが中止となったことによります減額となります。

36ページです。第5項1目保健体育総務費です。こちらはやはり各種研修会が中止となったことによりまして、指導者の育成確保事業が減額となっております。2目社会体育施設費です。社会体育施設管理事業53万円の減、会計年度任用職員の人件費が42万円の減、事業費確定による減でございます。

続いて、12款公債費、第1項の1目元金、こちらは長期債の返済元金が33万8,000円追加をいたします。2目の利子でございます。こちら長期債の償還利子178万7,000円の減額になります。長期債借入利子の確定による減、元金の増額につきましては、利率を見直しをしたことによります利子の減額に伴いまして、元金を追加するものとなります。

最後ですが、38ページをお願いいたします。38ページにつきましては、地方債の年度末現在高、こちらの見込みに関する調書でございまして、先ほど説明をさせていただきました第4表の地方債補正、こちらを反映させた形となっております。一番右下、年度末現在高見込額につきまして42億2,668万1,000円となっております。

ちょっと長くなりました。以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、採決賜りますようお願いいたします。

**○亀井伝吉委員長** ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

黒野委員。

**○黒野一郎委員** では、先ほど説明があった中の18ページを御覧いただいて、中学校の関係等含めた中での今、想定外というのか、想定外でないような事件等がいろいろ出ているわけですがけれども、前倒しして頂いた500万円等々含めた防犯カメラ等も中学校の周りにもついているかと思うのですけれども、この500万円でのどの箇所にとというのがもし分かっていたらお願いしたいと思います。それが1点。

それから、同じページの下に、関連ですけれども、中学校、おかげさまでいろいろとお骨折りいただいて、中学校の体育館のエアコンですけれども、余ったというのか、減額はよろしいですけれども、でも五百何万幾らのエアコンの工事等が減額になっているのですけれども、この辺はどんなふうな状況だったのか。この2点、関連含めてですけれども、2点ご説明をお願いします。

**○亀井伝吉委員長** 峯崎総務課長。

**○峯崎 浩総務課長** それでは、ただいまのご質問、まず最初に防犯カメラの設置箇所、追加で町内のどこら辺に設置をするのかということですが、おおむね主要道路、例えば北地区で言いますと藤岡一館林県道、また細谷大荷場の前を通ります広域農道、それと西地区で言いますと国道354号バイパス、また南地区で言いますと県道麦倉線ですか、そちらのいわゆる町内と町外が接するところ、こちらのところにお

おむね今回設置をする予定でいるところでございます。町外から町内に入るところ、町内から町外に出るところ、そういったところを中心に設置をする予定となっております。

以上になります。

○亀井伝吉委員長 小林教育委員会事務局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、2点目の板倉中学校におきますエアコン整備工事の減額についてご説明をさせていただきます。

板倉中学校のエアコン整備工事につきましては、当初予算ではエアコンの形式といたしましてバズーカ形式と言っていますが、スポットエアコンの設置を予定しておりました。スポットエアコンで予算計上させていただき当初予算を計上させていただきましたが、調査設計の設計の段階におきまして、バズーカ型スポットエアコンと天つり型、通常の天井からつるすタイプのエアコンの性能や金額の比較を行いました結果、天つり型のほうが経済性が高いというような結果に基づきまして天つり型を採用いたしました。その天つり型を採用したことによって当初のスポット型のエアコンとの差額が大きく生じたというものでございます。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほど話した中学校等についてはいると思うのですが、また追加ではないけれども、今お話があったのは道路関係等に中心になっているようなのですが、学校関係とか等々についてはそういうお考えはないのでしょうか。先ほど私は、では五百何十万云々だから、ご説明は道路関係の説明だったので、何か所ぐらい予定が予算の関係の中でできるのか、ちょっと話がなかったような気がします。

それから、エアコンの関係ですけれども、見積りを含めた中で、先ほど局長のほうから天つり型のほうがいいという話ですけれども、いい上に予算も安くできたということなのですか、それでよろしいのですか。

○亀井伝吉委員長 小林教育委員会事務局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 バズーカ型と、それから天つり型比較しまして、騒音ですとか、それから風量ですとか、風量の届く範囲、冷え方ですとか暖まり方、その面を比較しまして、やはり板倉中学校体育館においては式典等行うことが多いと、入学式、卒業式もそうですし、その他町関連の式典も、先日は二十歳のつどいも開催させていただきましたが、そういう式典のときに使うことが多いということを考えますと、やはり静粛性については、もうこれは明らかに天つり型のほうが有効であると。また、避難所として利用する場合もやはり大きな音の出るバズーカ型よりは静粛性に優れた天つり型のほうが快適に過ごしていただけないかというようなところで選定をさせていただいたものでございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 今回の防犯カメラの設置に関しましては、警察と協議しまして、主に道路を設置を予定しております。基数にして12基予定をいたしているところでございます。

また、先ほどご指摘のありました学校関係の施設に対して等の設置の予定はというところでございますが、今回についてはまず道路、主要幹線の道路の設置を優先させていただくということで、こちらのほうで12基を予定しているところでございます。

参考にですけれども、現在予定をいたしているところでございますが、まず北地区でありますと、県道館林一藤岡線、除川から藤岡に抜ける、ちょうど土手際のところですか、そちらのほうに設置、また広域農道につきましては、大曲の倉庫がございますが、そちらをちょっと西側に行った、ちょうど大曲地区から内蔵新田のほうに抜ける道路が南北にあります、それと東西の広域農道重なる交差点、それともう一つ、板倉一粳谷線ですか、そちらにつきましては、ニュータウンの工業団地真っすぐ行きますとT字路になります、そちらのT字路の交差点、また西側になりますが、粳谷集落内に1か所、また今度は主要の道路ということで国道354号バイパスでございますが、こちらにつきましては、まず藤の木橋を下りてきたところ、それとその道をずっと東側に行きまして、ちょうど新しく南地区に川をよぎって入る手前のところに1か所、また南地区の川俣停車場線につきましては、こちらは水郷公園のところをずっと真っすぐ南地区に入ってきました交差をするところ、ちょうど斜めになっている交差点のところ、そちらと今度は北川辺町に抜ける、ちょうどその接点のところ、こういったところにカメラのほうを設置する予定となっているところでございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 今、北地区の話も出て、東側のほうに県境付近って、あそこにそば屋さんのところに大きな、でかいカメラがあります。あれは防犯カメラとは違うのですか、あれは、でかいのここにこうありますけれども、あれは逃げるんで、県警ではないけれども、つけてあるのかなと思うのですけれども、あれは想定して、改めてまた東のほうにつけるといことなのですね。

それから、先ほど小中学校の関係についてはという、まだそれは想定していないということですが、予算のできる限りの中でつけられるものだったら東小、それから西小と板中、保育園なんかもそうですけれども、ああいう事件が起きているということを考えれば、やはりできればそういうこと含めて早めな対応をお願いできればと思うのですけれども。

今、防犯カメラの設置場所の土地については、建設課とそういう話は別になく、総務課だけで配慮しながらやっているわけですね。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 防犯カメラの設置につきましては、警察のほうとも協議の上、設置のほう、箇所の選定のほうは行っているところでございます。

また、北地区の道路に大きなカメラがあるということですが、そちらにつきましては、多分警察のほうでスピード違反や、あとナンバープレートですか、そういったものを写すような機器と思われます。また、そういったものとは違った出入りを、県境間際での出入りを撮影するために設置のほうをする予定となっているものでございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 4点お願いいたします。

まず、27ページ、多面的機能支払交付金、これ交付金のパーセンテージ確定ということで、毎年この辺がちょっと利用者の興味が一番濃いところなのですが、パーセンテージとして何%の確定になったのか、お知らせいただければと思います。

続きまして、29ページなのですが、八間樋橋解体撤去事業で600万円の減額になっております。これは、

多年にわたって、2か年計画か何かで計画になっているかと思うのですが、減額分については今年度事業分の減額なのか、総費用の減額なのか、ちょっと分からないところがありますので、補足をお願いいたします。

続きまして、32ページ、緊急避難場所整備事業で4,790万円の減額ということで、工事請負費が3,700万円減額になっているのですね。これ前回の定例会で工事費の追加補正したような記憶があるのですが、その辺との絡みがどうなっているのだから。多分2,000万円近く補正して、抜根作業だとか、側面の整備だとかというので追加補正したような記憶があるのですが、その辺の絡みを説明をお願いいたします。

最後に、34ページになります。小学校運営費の備品購入費が、少額でありますけれども、でも備品については12万4,000円と14万6,000円ということで、何か買うとなればそこそこのもの買える金額なのですが、これは減額になっているということは買えなかったのか、必要なかったのか、どういう理由で減額になったのかという部分について詳細の説明をお願いします。

以上4点お願いいたします。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 お世話になります。それでは、私のほうから多面的機能の支払交付金の関係についてご説明させていただきたいと思っております。

パーセンテージにつきましては、長寿命化部分が一応当初予算では77ぐらいだったのですがけれども、88%ということで11%ぐらい一応増えたという形で見込んでおります。ただし、全体の予算とすれば減額になっているという形になります。

多面的につきましては、一応9団体が今のところ該当しておりまして、使える利用というのですか、それが農地維持支払交付金というのが1つありまして、それと資源向上支払交付金というのがもう一つありまして、さらに施設長寿命化という形で3本立てになっている事業になります。その交付金の中でいろいろ農地ののり面の草刈りとか、あとは資源向上では水路がひび割れたときに補修をしていいですよとか、それと施設の長寿命化については、土水路からコンクリート水路へ直す更新の交付金という形で、それは地域の皆さんで考えていただいてやった中で最終的な確定に基づく減額になっている状況でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 お世話になります。八間樋の解体撤去事業の減額についてですが、八間樋の解体につきましては3か年事業で、1億5,000万円相当で今計画しております。1年目の事業費としまして、令和4年度に6,000万円を予算を計上させていただいておりますうちの今見込額で600万円の減額をかけたこと、単年度分をかけたことになっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 それでは、緊急避難場所の整備事業の関係でございます。この工事につきましては、当初、予算のほう取っておりました金額があります。入札を行いまして、入札差金のほうが出たところでございます。その後、最終的に追加工事、それぞれ西岡地区、海老瀬地区というのを最終的な追加工事を行ったわけですが、そちらの工事を追加費用を加えても当初の予算よりも少なくなったというものでございます。工事請負費については、当初予算額は2億1,000万円だったのですが、確定した工事が1億7,273万3,000円

ということになっております。土地の購入費等につきましても、当初予算よりも90万円の減額、物件補償費についても300万円の減額ということで、確定になった数字に基づいて今回減額のほう行っているものでございます。

以上になります。

○亀井伝吉委員長 小林教育委員会事務局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、小学校運営費の備品購入費の減額についてご説明させていただきます。

この備品購入費につきましては2点ございまして、1点目が一般校具備品購入費ということで、これは体育用の器具ということでご理解いただきたいと思いますが、こちらは金額的には見積り合わせを行ったところ、その最低見積業者との差額が12万4,000円あって、それが不用になったということでございます。

もう一つ、給食用備品につきましては、こちらは金額も大きいものでございますが、器具としますと、調理した料理を衛生管理のために急速に冷却するというような器具でございまして、こちらは入札を行いまして、その結果、その入札で生じた入札差金の分が14万6,000円減額とさせていただくものでございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。多面的については、長寿命化が88%で、ほかの部分、ほかの2事業というのですか、2種の部分でトータルで総費用が減額になっているということで、これ国との関係があるのですけれども、これからも続くのですよね。そういう連絡等来ていなければ続くのだと思うのですけれども、それ1点お願いします。

それと、八間樋橋については今年度分の確定ということで理解をいたしました。

緊急避難場所については、最初の見積りをやって、その後確かに追加しましたよね。これで減額になっている。この流れについて課長として何か意見がないのかどうか。何で追加する必要があったのかという部分が私にはちょっと分からないのですけれども、そこの辺はもう少し詳しく説明していただければと思います。

小学校運営費については、これは当初見込みよりも見積額というか、購入額が少なくて済んだので減額をさせてもらったという理解でよろしいということですか。予定したやつを購入しましたよと、でも、答弁はいいです、当初予算よりも見積額が少なくて済んだので減額をしますという理解でよろしいということですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○針ヶ谷稔也委員 はい。では、緊急避難場所についても一回説明をお願いします。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 それでは、緊急避難場所の関係でございまして、当初設計をしているときに緊急避難場所に係る工事ということで設計のほうして、積上げをして入札を行います。ただ、その後実際に工事が始まっていきますと、例えば予定していた水道管が思ったよりも径が細かったり、腐食していたりというようなことで、これ新しい管を引っ張ったほうが将来的にはいいのではないかとか、あと道路の白線関係についても、避難場所側のみではなく、反対側も消えていれば両方白線を引いておいたほうが今後活用するときにはいいのではないかとか、そういったところのもろもろの追加工事、最終的に仕上げるためによりよい避難場

所にするための追加工事というものがどうしても最終的には若干出てくるというところがございます。そういったところを前回追加工事の契約の案件ということで議会のほうに上程のほうさせていただいたところがございますが、基本的には当初の予算の範囲の中で当初の契約があって、変更契約があって、それで最終的に落ち着きましたが、それでも予算が減額になったので今回調整をしてそれぞれの減額額を計上しているというものでございます。よろしいでしょうか。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 流れは大体分かったのですが、そもそもやはり業者選定の際にその部分、金額だけではなくて事業内容まできちんとこちら側からの要望というのですか、その内容をきちんと確認をして、現場見れば抜根しなければいけないとか、のり面を整備しなければいけないというのは既に分かるわけですよ。これ以前も意見を言わせていただきましたけれども、やはり限りなく現実に近い状態で見積りを取らないと二転三転してしまうというのが今回のことで分かったのかなと思いますので、今後担当される部署につきましては、やはりその辺含めて入札をかける業者側に対しては事前にこういう部分、あるいはこういう工事ということで内容をきちんと説明をして、過不足なく1回の予算化を進めるほうが理想的だと思いますので、ぜひ対応のほうよろしく願いできればと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

昼食休憩を取りたいと思います。1時半から再開いたしますので、よろしくお願いします。

橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 すみません、多面的のほうが来年以降も続くかということなのですが、一応8団体とも、あと令和5年度で終わるところと令和8年度まである部分があるので、基本的に1団体5年間がその交付金が利用できるという形になっています。今後、五箇谷地区とか、今村議長がいらっしゃいますけれども、そういう新しいところもどんどん参加していただければ、町の一般財源を使わずにそういった農地とかをきれいになれるというのがありますので、ぜひほかの方についても参加していただければありがたいと思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。

続行してまいりますか。

[何事か言う人あり]

○亀井伝吉委員長 では、1時半から再開ということで、昼食にいたします。よろしくお願いします。

休 憩 (午後 0時33分)

---

再 開 (午後 1時29分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

質疑に入る前に、小林教育委員会事務局長より説明がありますので、お願いいたします。

○小林桂樹教育委員会事務局長 先ほどの針ヶ谷委員の質問の答弁の中で、一部に誤りがありましたので、この場をお借りしまして訂正をさせていただきたいと思っております。

小学校運営費の備品購入費でございますが、小学校の備品購入費として「体育用具」と申し上げてしまいましたが、正式には、これが誤りでございまして、実際は「高速デジタル印刷機」、いわゆるリソグラフというものでございますが、こちらを各小学校に1台ずつ2台購入させていただいたものでございます。

おわび申し上げまして、訂正させていただきたいと思っております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員、よろしいですか。

○針ヶ谷稔也委員 はい。

○亀井伝吉委員長 では、質疑に入ります。質問のある方。

市川委員。

○市川初江委員 市川です。よろしくお願ひいたします。

ページ11ページ、15款1目2節の説明欄の中で、障害者自立支援給付負担金とございますけれども、そこで1,500万円の減額ということになっております。これは自立支援を利用する障害者が大きく減少したのかどうか。

もう一点、その下の子どものための教育の保育給付金負担金、これが1,800万円の減額となっております。これも保育を受ける子供たちが大幅に減ったのかどうか、どういう理由でこんなたくさんのお金の減額になっているのか、ご説明お願ひいたします。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。

こちらの歳入の減額なのですが、歳出で見させていただきますと、こちらが国の支出金ということで1,500万円、これは2分の1になっています。その下の子どものための教育・保育については国が3分の2ということで、今回の減額分の3分の2ということで、これ全体で見ますと、支出のほうで見させていただきますと、障害者給付のほうで21ページの一番下のところを見させていただきますと、障害者介護給付費事業ということで、国、県、町からの合わせました3,000万円を今回は減額をさせていただいております。

その理由といたしますのが、まず令和4年度の当初予算につきましては、過去3年間の伸び率の推移を取りまして、予算を組む前の令和3年度の実績にその伸び率を掛けたものを令和4年度の予算としておりますが、令和4年度につきましては、利用者の死亡及び入院によって使わなくなったり、またはサービス利用をしなくなったりとか、そういった方が結構いまして、今回は3,000万円の減額というふうになってしまいました。

もう一つの保育なのですが、こちらは23ページにあります子どものための教育・保育給付事業、2号、3号ということで、こちらにつきましては、結果的になのですが、当初の予算につきましては、申込み状況によって予算を組んでいるわけなのですが、結果としましては、おおむねの人数としまして、2号はそれほど変わらなかったのですが、3号というゼロ、1、2歳児のほうで10名強ちょっと減になってしまっていて、そのために今回は減額というふうさせていただいております。結果的には予算よりも減ってしまったということなんです。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 少なくなったということですね、利用者が。障害者のほうは死亡したりとか、また利用しなくなったりとかというお話でしたけれども、何人ぐらいそのような人がいるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 もう少し細かく説明をしますと、給付で特に予算との差がありますが、重度訪問介護というのが、こちらもともと使っている方が1名しかいなかったのですが、この方が途中で5月ぐらいに亡くなったことで、もうこれだけで1,000万円ぐらい違ってきますので、全体で言いますと、障害者、サービス使っている、この給付を使っている方は85人しかいないのですが、85人で2億四、五千万円使っていますので、1名、2名が大きくなると1,000万円、2,000万円がすぐ減額になってしまうという実情はあります。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 大分大きい支援を頂いているということですね。でも、こういう支援があるから皆さん助かっていると思いますので、これからも福祉課の大きなお仕事かなと思いますので、しっかりとサポートしていただければと思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

延山委員。

○延山宗一委員 感染症対策費についてお伺いいたします。

19ページになります。板倉町の商工会商品券の交付事業ということになるのですけれども、今回387万9,000円ということで追加がされているということなのです。この商工会の商品券、既に利用されたということだと思えるのですけれども、既に換金もされているということで、購入券が383万7,000円ということになるのですけれども、それについてどのぐらいの利用者だったのかなということと、同じく感染症対策費に燃料購入の助成事業ということで、やはり393万5,000円ということが今度は減額ということになっています。それについてどのような状況にあったか、ご説明をお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、商工会の商品券並びに燃料購入券の関係2つについてご説明させていただきたいと思います。

まず、商品券交付事業につきましては、当初1人3,000円当たりで1万3,930人の方に配布をするということで、全体の予算が4,179万円という形になっていたので、換金する人が100%はいないだろうということで、その4,179万円から85%分を換金、使ってくれるだろうというふうに予測をしまして、3,552万2,000円というのが一応予算になっている状況です。ただ、全員の方に配った結果、使われた商品券の実績が3,935万9,000円ということなので、その予算から差し引いた足りない分、383万7,000円を追加するものでございます。

逆に燃料購入助成については、同じような計算方法で考えていまして、1人3,000円に対して1万3,934人分ということで、4,180万2,000円というのをもう全員が使うだろうということで予算化した状況でございます。結果、3,786万7,000円の実績がありましたので、その分の差額の393万5,000円を減額するものでございます。

人数については、3,000円で割り返すのですけれども、商品券については約1万3,100人ちょっとぐらい、全体のほぼほぼ、94.3%の利用率になっております。燃料券については90.59%ということで、町内の方が90%以上が使っていただいたということになります。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 政策、対策ということで、多くの方が商品券についても燃料購入券について利用されたということでよかったかなと思うのです。実際商品券の商工会の券、なかなかパーセントが予想よりも多く使ってくれたということは、見込み違いは逆にありがたいというところもあるのですけれども。

それと、それだけ多くの方が利用している。そうすると、換金するということは当然どういう状況の中で、どういうところで多くの方が利用されたという具体的なもう少しこの中身について、分かっている範囲内でお願いしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 商工会商品券については、商工会に加入しているお店、プラスこれをやりますよということで町と商工会のほうで営業かけて、この商品券を扱ってくださいという形で、全体で約104店舗ぐらいが一応該当になっている状況でございました。そのうちその商品券を利用されたお店につきましては約72件分ということなので、大体6割ちょっと、7割近くのお店が、金額の増減は当然あります、少ないところは本当に1,000円ぐらいしか、1枚ただ商品券をもらっているところもありますし、大きいところは1,000万円超えのお店もあるということになります。やはり大きいお店が2つぐらいがかなり商品券の利用をしていたかなというふうに思っております。

それと、ガソリン券については、もともと9店舗こちらで受付をしたところに対して実施したわけなのですけれども、その9店舗についてもほぼほぼ利用はさせていただいて、全部のところを利用している状況でございます。ただ、燃料券ということなので、どうしてもガソリン券とか、そういう灯油というイメージがあるので、やはりガソリンのほうのお店のほうがかなり大きい金額が動いている状況でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 燃料については前々からいろんな問題が出たということ、利用範囲が非常に狭かったということで、利用率もちょっと下がったかなと思うのです。今度は商品券の関係になりますと、いろんな分野があるのかなと思うのです。飲食で使った人、例えば買物の違う分野で使った人、また車の購入、修理と、もういろんな利用をされた方、町内の方いると思うのですけれども、それについてどういう分野の職種について一番利用されているのか、その辺は分かるかな。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 先ほど72店舗のところが使っているということなので、やはりメイン的にはそういう食料品というか、スーパー系が当然大きく占めているところでございます。それと、コンビニエンスストアとか、あとは燃料券を使いながら商品券もガソリン屋で使っているという形になっているので、その商品券をガソリン屋さんで使っているケースもあります。あとは美容室とか、そういった様々なところで利用している状況になっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今回の企画非常に町民にとってありがたいということで、生活に若干のゆとりもできると

どうか、生活に張りもできてくるのかなと思います。感染症対策ということの大きな事業の一つということで了解しました。大変ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井英世委員 歳入関係なのですが、12ページ、一番下の消防費国庫補助金、都市防災総合推進事業費補助金1,580万円と、それから下の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金、これ合わせまして2,030万円ですか、減額なのですが、補助金に係る事業なのですが、これは具体的には実際にやっているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、上段の都市防災総合推進事業費補助金、こちらは緊急避難場所整備工事費、西岡地区、海老瀬地区の工事費、それと用地費、物件費に係る補助の事業費確定に伴う減額でございます。また、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金、こちらにつきましても、この後緊急避難場所に設置をする照明、それと防災倉庫、こちらの購入に充てる補助金となっており、事業費確定に伴う減額となっているものでございます。

以上になります。

○亀井伝吉委員長 荒井委員、よろしいですか。

小野田委員。

○小野田富康委員 お願いします。

19ページが一番下、個人番号カード交付事務ということで、時間外勤務報酬で40万円ということなのですが、役場に来ると結構申請されている方が多くて、いいことかなとは思っていたのですが、実際これで町内の方で申請された方、取得された方というのはどれぐらいのパーセントになるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 川田住民環境課長。

○川田 亨住民環境課長 お世話になります。

2月19日現在ですが、交付枚数が7,644枚、交付率といたしまして54.4%でございます。さらに、申請が9,824件ありまして、申請率が70%ですので、残りの15%ぐらいまだ交付されておりませんので、今後交付される見込みになっております。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 21ページの社会福祉総務費のところお願いします。ここに非課税世帯に対する臨時特別交付金の減額が1,710万円となっているのですが、これ臨時交付金のこの対象数というのはどのぐらいあって、これ減額になった件数は何件ぐらいあるのか、その辺のところまずお聞かせいただきたいのですが。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 ただいまのご質問でございますが、この令和4年度の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業ということで、こちらに関しましては、令和3年度にも臨時交付金というのがありまして、令和3年度の非課税の方にも交付金を支給しました。その事業自体が持ち越しになって、繰り越している事

業費もありました。その中で令和4年度の臨時非課税の方への交付金ということで、こちらに関しましては令和3年度に受けていない令和4年度の方への交付金というのが実際のこの事業となります。

その際に当初は予算の段階では非課税世帯の最大件数を計上するというので、非課税世帯であるけれども、後で分かる扶養に見ておられる方は非該当になったりとか、あとは未申告の方も申請をしてもらわないとということで、そちらの方についても、未申告者についてもこの対象には含めていました。申告後に課税の場合は非該当の場合もありまして、あとは転入により課税状況が不明な方についても、当初の人数には入っていたのですが、後々前住所地で証明取ってもらおうと課税ということで、そういう人が抜けたということで今回大きな、1,710万円ということで、世帯数にしますと1世帯10万円ですので、171世帯分が減額を今回はさせてもらっております。

実際にこちら令和3年の非課税の方と、あと令和3年にもらっていないで令和4年に非課税でもらった方の合計が1,311件ということです。1,311件の支給をしております。今回の減額分については171件分の減額をさせてもらおうと。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 難しく、ややこしくて、簡単に。では、単年度でどのぐらいいるの。さっき3年度の人が繰り越して、4年度と合わせると1,311件、ではなくて単年度でどのぐらいいるのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 3年度につきましては、1,119件の方が令和3年度非課税世帯ということで支給を受けまして、令和4年度に3年度にもらっていないで令和4年度非課税になったという方が192件ということです、内訳としまして。合計で1,311件の支給があったということです。3年、4年で非課税の方ということで。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そのうち171件の人がこれ申請しなかったのですか、未申請というか、そういう結果なのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 未申請ということではなくて、予算の段階では課税の状況が分からない方の分も含めて補正予算に上げていますので、後々課税の状況が、中には非課税世帯なのですが、要件として町外に住んでいるせがれさんの扶養になっているとか、そういうのが抜けていきますので、あとは転入で、転入者がある期間いたとしまして、その人50人分も乗っていたとして、前住所地の課税状況を調べると結果的には課税で非該当とかといった、当初は最大に見込んだのですが、結果としましては非該当になってしまったという方が多いと思います。申請をしなかったというわけではありません。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 その171件のうち該当しないという人がいるわけだね。その人は該当していないから申請も何もないのだけれども、ではいわゆる該当する方で申請する資格のある人だ、受給資格のある人、そういう人ってどのぐらいいたのですか、171件のうち。概算でいいですよ、そんな細かいことは。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 まず、うちのほうで非課税世帯につきましては確認書ということであらかじめもう

通知を全員に出してしまいます。それなので、中には送り返してこない人もいます。そのほか、送り返してこない人もいますけれども、勸奨を行ったりとかで何件、実際に該当しているけれどももらっていない方の数ということですか。非課税世帯でいいですか。

○青木秀夫委員 いいです。非課税世帯では受給資格ないのでしょう。

○小野寺雅明福祉課長 家計急変とか、そういうのもありまして。

○青木秀夫委員 そういう難しいことはいいから、単純な話で。

○小野寺雅明福祉課長 非課税世帯でもらえる、そこはちょっとうちのほうも集計がされていないのですけれども。

○青木秀夫委員 私が聞きたいのは、170件もあるのだから、その中に今高齢者も多いし、単身者の人なんていうのが多いし、そういう郵便なんかの通知なんかの受け取りだとか、そういうの、燃えてしまうとか、いろいろなそういう外との交流のない人もいるのでしょうかよね。だから、そういう方なんか、それは連絡のしようがないと言えないのだけれども、やはり例えばこちらから納税の場合督促状行って取りに行くわけでしょう。だから、それと逆のパターンで、あなた、受給資格あるのだよと、こっちから働きかけて、場合によっては役場の職員が出向くとか、何人もいなければね、郵便だけではなくて、そういうことをする必要もあるのかなと思って、そういうのは把握、そうではないと、言ってみればこの人たち弱者だから、10万円のお金どうでもいいんだよという人でもなさそうな人もいると思うので、やはり親切にそういう対応をしてあげる必要があるのかなと思ったので、ちょっと参考までに聞いたので、いろいろそういうのをチェックしておいたほうがいいのかと思って。

それは非課税の該当しない人、対象者はこれは論外なのだから、この170人の中には、私は一般的な話で、要件はあって受給資格あるのだけれども、そういう連絡のミスとか何かで、これからの時代だから結構あるのかなと私は思っているものでちょっとお聞きしてみたのです。そういうことです。よく調べておいてください、参考までに。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 では、ちょっと、役場としましても、郵便が届いた方についてはよしとしたのですが、返ってきた人に関しては、ちょっと違う課で行き先が分からないとか、そういうのも調べまして出し直し等もしました。国が言っているのは、確認書を送って一定期間返ってこない場合は放棄をしたというふうにみなしてはくださいというような、QアンドAではそういうふうに市町村は取り扱ってくださいということでした。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それともう一つ、これで減額されて不用になったお金はこれは国に返納するのですね、国に。全国的にこのお金がみんな国に集まっていくわけだ、また、返っていくわけ、国に余剰金になるわけね、そういうことね。それで、また計算して、ある時期に締めて、精算して国に返すと、そういうことなのね。一旦この金は来ているのね。まだ来ていないの。

○小野寺雅明福祉課長 まだ来ていないかもしれません。

○青木秀夫委員 来たのを支給して、残りはこれだけというので、来ているのか、まだ来ていないのか。

○小野寺雅明福祉課長 来ていないです。

○青木秀夫委員 これから来るの。

○小野寺雅明福祉課長 確定をして、請求をするということになると思います。それなので、歳入の補正はありません。歳出の補正だけということ。

○青木秀夫委員 それは5月以降になるわけ、これは。

○小野寺雅明福祉課長 この事業で、電気、ガスというのもありまして、来ているのと来ていないのがあると思うのですが、今回のこの概算払い、今回は来ていないと思います、まだ町のほうには。

○青木秀夫委員 まだ来ていないのだ。

○小野寺雅明福祉課長 はい。

○青木秀夫委員 配っているのでしょうか。

○小野寺雅明福祉課長 はい、1度町のお金で配っています。

○亀井伝吉委員長 その辺は後で回答を願いたいと思います。

○小野寺雅明福祉課長 分かりました。では、ちょっとまたそこは調べておきます。

○亀井伝吉委員長 ほかにありませんか。

今村委員。

○今村好市委員 17ページ、企画費の移住支援事業、この事業については今年度新規事業で始めた事業だと思います。奨学金の返還の支援をするということで、減額になっているのですけれども、当初見込んだ人数よりは少なかったということなのか。実際にこの辺の実績としてどれぐらいの人数がこれに該当しているのかどうか、お願いしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 企画費の移住支援事業、内訳として奨学金返還支援金ということでの減額でございます。こちら1人当たり最高で15万円、これは対象人数を60件として見込みました。こちらについては、コロナの臨時交付金の対象ということを経途中からさせたことによりまして、補正で増額をして合計で60件で900万円としたところでございます。それが予算現額でございますが、実績につきましては、30件、334万3,000円ということで額が確定したための減額でございます。これに倣いまして、新年度予算についても900万円からはちょっと減額をして令和5年度当初予算には反映させているという内容でございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 この件については返済額の2分の1かなとたしか思ったのですけれども、そうすると30人でこの三百三十何万円という実績になるということなのでしょうけれども、これは交付金事業で始まった事業なのですけれども、これ途中でやめるわけにいかないような事業になってしまうのかなと思うので、もし交付金が、いわゆるコロナ対策ももう先が見えてきてしまっているのだと思うので、交付金が入ってこないということになったときは町はこれを継続してこの事業について進めていくのかどうか。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 この事業につきましては、最長で5年間利用できるということで要綱を作成してございますので、本年から最長で5年、次年度以降また最初の申請があった方からはそこからまた5年ということですので、コロナの臨時交付金対象外となったとしても、町単独事業として継続していきたいというふうに考えてございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、今年例えばこの30人であって、来年はまたそこから増えてくるわけですから、この30人の人は5年で終わるのですけれども、1年ずつ更新をしてずれていくわけですから、これはある程度永遠に続けていく事業になってしまうのかなというふうに思うのですが、そういう理解でいいのかどうかということと、今回この30人については町の奨学資金制度を利用している人がほとんどなのか、もしくは違った資金、学資資金等も含めてそちらの人も対象になって申請されているのかどうか、そこの辺はちょっと分からないですか。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 すみません、ちょっと資料が手元にありませんので正確な数字ではないのですが、およそ半々程度、町の奨学金を使った方が30件のうち大体半数、それ以外の方がやはり大体半数と。大体2分の1程度だったというふうに記憶してございます。申し訳ございませんが、その程度な状況です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 町の奨学資金制度を使った人については把握教育委員会ですんでいますので、比較的こういう制度が新しい制度ができましたよと、ぜひご利用してくださいという話是可以のしょうけれども、育英会だとかいろんなところでやっている奨学金については、これは広報出して、それで学生が、もしくはその借りた人がそれを見て申請をしてきたのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。町の奨学金を利用した方については、教育委員会のほうからデータをいただきまして、こういう制度がありますよというふうに直接ご案内も差し上げております。そのほかの方については、広報紙、またホームページの利用、その方が申請したものであるというふうに考えてございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 もう一点。申請を今回し忘れてしまったと、情報がよく伝わらなくて申請しなかったよという人で、あと例えば3年とか4年しか返済期間ないのですけれども、申請をしたいという人については随時それは申請については今後受け付けていくのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 今年初めてこの事業に取り組みまして1つ反省事項がございます。いわゆるその申請については、奨学金の返済金の支払いの証明をつけてくださいというふうなことの様式にしたのです。そうしましたところ、町の奨学金を活用している方につきましては、もう証明書はほとんど即日交付ぐらいでは出るのですが、いわゆる一般の育英資金等については手続から発行まで、長い方ですと2か月ぐらいを要したというようなことも聞いてございます。取りあえず申請だけしておいて、額だけ確定しておいて、いわゆる証明書については多少遅れてもやむなしという判断を今年はさせていただきました。その反省を来年度に生かしていきたいと思ひまして、申請期間についても本年よりも長期間、それと随時受付というような形で行っていければと思ひます。

それと、申請時期を逃してしまいまして、後からそういうのがあったのでこれからどうでしょうかという問合せもあったのですが、さすがにもう申請の期間までに何のアクションもなかった方については、申し訳

ないですけれども、今年の対象になりませんと。いわゆる最長で5年間活用できますのでという話をしましたら、では来年からまた5年間申請すれば大丈夫なのですかということについては、それは可能ですと。しかし、残りが3年しかないものについては、申し訳ないですけれども、そこまでが限度となりますというような回答はさせていただいております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 できるだけ資格のある人についてはすくってやっていただきたいという制度でありますので、お願いをしたいなと思います。

最近報道でいろんな数字が出てきているのですけれども、東毛地区で残念ながら板倉町についてはほかの市町村と比べて遜色ない子育て支援とか行政サービスなんかやっているのですけれども、転入者より転出者が多いと。これは太田、館林、邑楽郡含めて板倉だけだという情報も出ておりますので、ぜひこういう制度をうまくやっていくことによって、この制度に乗った30名は取りあえずは町に住所置いて、通勤したり近くに勤めるという部分があるわけですから、今後これは非常に効果が上がる、人口定着、定住の効果が上がる事業だと思いますので、お年寄りが出ていくということはあまりないので、こういう学卒者の子供たちが就職をきっかけだとか、いろんな状況の中で町外へ出ていってしまうということがありますので、ぜひこれは引き続きやっていく事業かなと思いますので、もっとPRをしっかりと、取りこぼしのないようなことをお願いをしたいなと思います。お願いします。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 これ企画費で取ってございます移住支援事業という名目になってございますが、議員おっしゃるとおり、これ移住だけではなくて定住というのもございます。町内出身の子供たちが東京に行って、また町に帰ってきて地元で就職をすると、それが定住ですので、今回初めての事業の取組ですが、もう既に奨学金を返済をしている人が対象と、その方たちへのPRでしたけれども、今回このことをPRできたことで、現在学生の方、奨学金を受け取っている方が返還制度があるのであれば、では板倉に戻ろうか、ないし移住しようかというところでちょっとPRができればなというふうにも考えておりますので、その辺については一層のPRをしていきたいというふうに考えてございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

今村委員。

○今村好市委員 関連で、議会で事業評価の中で町の奨学金制度を額を少し上げたらいいかという提案があったのですけれども、残念ながらそれは現時点では検討事項ということなのですが、この辺とのリンクをうまくしていくことによって子供たちが板倉に住み着く、板倉に残る、場合によってはほかから板倉に住所を持ってくるという、やはり大きなこれからの市町村の様々な行政効果を生み出すというふうに思いますので、その辺も引き続き検討を続けていただきたいとお願いをしておきます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 なければ質疑を終結いたします。

議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第10号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度の介護保険事業確定に伴う繰越金の追加及び補助金、交付金の精算、また今年度事業に係る各サービスの給付見込みにより増額、減額になります。歳入歳出それぞれ9,168万2,000円を減額いたしまして、予算の総額を12億8,277万円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、先ほど提案理由でご説明がありましたので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。6ページ、歳入でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金から2,400万円の減額でございます。また、下の段、2項国庫補助金、1目調整交付金から147万円の減額、その下、2目地域支援事業交付金に23万1,000円の増額でございます。いずれも保険給付費の実績見込みに連動する補正でございます。

次のページをお願いいたします。4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金から3,780万円の減額、その下、2目地域支援事業支援交付金に29万7,000円の増額でございます。その下の段、5款になります。1項県負担金、1目介護給付費負担金から2,150万円の減額、その下、2項県補助金、1目地域支援事業交付金に13万7,000円の増額でございます。いずれも保険給付費の実績見込みに連動する補正となります。

1ページめくっていただきまして8ページをお願いいたします。7款繰入金、1目介護給付費繰入金から1,750万円の減額、その下、2目地域支援事業費繰入金に13万7,000円の増額でございます。こちらも保険給付費の実績見込みにより増額。その下、4目低所得者保険料軽減繰入金でございますが、過年度実績に基づく追加交付でございまして、23万3,000円の増額になります。その下、5目その他繰入金でございますが、介護報酬改定に伴うシステム改修費分26万4,000円の追加でございます。

次に、下段になります。2項基金繰入金、1目介護保険基金繰入金から2,941万6,000円の減額でございます。こちらは次のページ、8款の繰越金に前年度事業確定による繰越金3,870万5,000円が追加になりますので、基金からの繰入れが不要となる額の補正になります。

続きまして、歳出に移ります。1枚めくっていただいて10ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費から6,000万円の減額、続いてその下の段、5目施設介護サービス給付費から8,000万円の減額でございます。いずれもサービス給付の実績見込みによるものでございます。

次のページ、まず下の段からになりますが、5款の地域支援事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費に110万円の増額でございます。こちらも給付の実績見込みによる補正になります。

以上のこれまでお話ししましたサービス給付費等の補正によりまして、さきに申しあげました国庫支出金、支払基金交付金、県支出金繰入金からの歳入も負担割にて補正になっております。

最後に、同ページ、4款基金積立金でございますが、歳入歳出の確定によりまして余剰となる額を積み立てるものでございます。3,302万円を見込みまして増額となります。

最後に、一番最後、12ページになります。7款諸支出金、2目償還金でございます。こちら過年度給付費の確定によりまして返還金となります。説明の欄を上から申し上げますと、国庫負担金に756万2,000円、国庫補助金に129万3,000円、県費負担金に500万7,000円、県費補助金に15万5,000円の追加となります。また、下から2行目の介護保険災害等臨時特例補助金、こちらはコロナの減免に係る国庫補助金になります。12万円の追加になります。また、一番下、介護保険低所得者保険料軽減に係る県の負担金でございます。いずれも額の確定によりまして追加の補正でございます。

雑駁ですが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○亀井伝吉委員長** ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問のある方お願いいたします。

針ヶ谷委員。

**○針ヶ谷稔也委員** 針ヶ谷です。よろしく申し上げます。

言葉と内容が幾らか結びつくようにはなってきたのですけれども、なかなかどう読み解くかというところまでまだ力がついておりませんので、10ページお願いいたします。歳出の部で、保険給付費の中で、3目と5目です。それぞれサービス給付費として減額になっているわけですが、この理由としては確定という説明で終わっているのですけれども、利用者が少ないという部分の反映になるのか、あるいは別の意味があるのかということがちょっと私の中で整理ができないのですけれども、その部分について細かく分かる範囲でお願いします。

**○亀井伝吉委員長** 玉水健康介護課長。

**○玉水美由紀健康介護課長** ただいまのご質問でございますが、まず地域密着型介護サービス、これは板倉町の方に限定して行われるサービスとして、板倉町ですと認知症対応のグループホーム、また社会福祉協議会でやっております多機能事業所えがお等々が該当になってまいります。こちらにつきましては、当初見込みの利用者人数から現在のところかなりの人数が減っております。当初の予定ではグループホームが月に25人程度利用するという予定でしたが、現在のところは21名、またえがおにつきましては、当初28名が利用のところ現在18名の利用となっております。それぞれこちらにつきましては1人当たり月25万円前後のお金かかることから減額を見込んでおります。

また、その下の施設介護サービス給付費でございますが、こちらは皆さんご存じのとおり、特別養護老人ホームであったり、老人保健施設であったりという施設の利用になります。こちらにつきましては、ここ数年の傾向といいますか、入院された方が直接施設ではなく、サービスつき高齢者住居等々に移動することが多くなりまして、そうなりますと当初見込んだ施設の入所あるいは老人保健施設への入所というのがかなり減っております。施設、老健ともそれぞれ当初見込みから約15名程度の現在少ない実績になっておりまして、それを減額を見込んだものを補正させていただきました。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。3目の地域密着型介護サービス給付金で、利用人数の減というような説明あったのですが、これが介護を今まで受けていた人が健康を回復するという率はそんなに高くないかなと思いますので、コロナの影響を考えたほうが一番考えやすいのか、それで利用しなくなっているのかなというところなのですが、その辺についてちょっとお願いします。

あとは、5目の施設介護サービス給付費については、これ特養からサービスつきの高齢者住宅に利用が変わってきているというような説明かなと思いますけれども、オレオレ詐欺で取られるよりはこういう使い方のほうがいいのかなというのは個人的に思うのです。結構高額になるのかなという想像をするのですけれども、そういうふうな風潮になっているのだなということですね。

では、3目について、その辺の理由が分かる範囲でお願いします。

○亀井伝吉委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 申し訳ありません、全数を把握しているわけではございませんが、まずグループホームにつきましては、利用につきまして1人頭月25万円ぐらいの高額になります。ですので、使っているながら経過が良好になるということはまずないのですが、そこから違う施設に移動するような場合がございします。えがおにつきましても、こちらはデイサービスと在宅サービス、プラスお泊まりを含めたサービスになりますが、ここから違うサービスへの移行になっている方が多い、あるいは具合が悪くなって入院のまま、そのまま施設へ移行というような方もいらっしゃると思いますので、いずれにしても当初の予定よりは減ってしまったという結果になります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 では、質疑を終結いたします。

議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算関係2議案の審査を終了いたしました。

各委員の慎重なるご審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

---

### ○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして、本日の予算決算常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 （午後 2時22分）